

長野労働局発表(30 - 44)

平成 30 年 10 月 22 日

理 職業安定部 職業対策課 提 長 常田 孝夫 課 長 補 佐 中澤 広光 地方障害者雇用担当官 岩松 勝

電話 026(226)0866 内線 2364

長野県の機関、長野県等の教育委員会、市町村等の機関及び地方独立行政法人等における平成29年6月1日現在の障害者の任免状況等の再点検結果について

I. 概要

(長野県の機関、長野県等の教育委員会、市町村等の機関)

- 〇 長野県の機関、長野県等の教育委員会、市町村等の機関は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)第40条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を、障害者任免状況通報書により厚生労働大臣に対して通報しなければならないこととされています。
- 〇 この通報に基づいて集計された、平成29年6月1日現在の障害者である職員の任免に関する状況については、民間企業における障害者の雇用の状況と併せ、「平成29年 障害者雇用状況の集計結果」として、平成29年12月12日に公表していたところです。この度、長野県の機関、長野県等の教育委員会、市町村等の機関において、通報内容の再点検を行い、各機関から改めて数値が通報されたことから、これを公表します。
- 〇 再点検の結果、
 - (1)長野県の機関の算定の基礎となる職員数は5,485.5人から1,016.0人増加して6,501. 5人、障害者数は145.0人から3.0人減少して142.0人、実雇用率は2.64%から2.18%、 不足数0.0人から6.0人となりました。

法定雇用率達成機関は、再点検前2機関から0機関となりました。

(2) 長野県等の教育委員会の算定の基礎となる職員数は 12,454.5 人から 1,695.5 人増加して 14,150.0 人、障害者数は 256.5 人から 6.5 人増加して 263.0 人、実雇用率は 2.06%から 1.86%、不足数は 16.5 人から 47.0 人となりました。

法定雇用率達成機関は、再点検前と変わらず1機関となりました。

(3) 市町村等の機関は、再点検により3機関が通報義務対象となり、算定の基礎となる職員数は27,195.5人から678.5人増加して27,874.0人、障害者数は601.0人から7.5人減少して593.5人、実雇用率は2.21%から2.13%、不足数は36.5人から57.0人となりました。

通報対象義務機関は、再点検前 107 機関から 3 機関増加して 110 機関、法定雇用率達成機関は、再点検前 83 機関から 79 機関となりました。

(地方独立行政法人等)

- 〇 地方独立行政法人等は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。 以下「法」という。)第43条に基づき、毎年、障害者である労働者の雇用に関する状況を、 障害者雇用状況報告書により厚生労働大臣に対して報告しなければならないこととされ ています。
- 〇 この報告に基づいて集計された、平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の雇用の状況についても、「平成 29 年 障害者雇用状況の集計結果」の中で、平成 29 年 12 月 12 日に公表していたところです。この度、地方独立行政法人等において、報告内容の再点検を行い、各法人から改めて数値が報告されたことから、これを公表します。
- 再点検の結果、地方独立行政法人等の算定の基礎となる労働者数は 4,555.0 人から 13.0 人減少して 4,542.0 人、障害者数は 113.5 人から 4.0 人減少して 109.5 人、実雇用率は 2.49%から 2.41%、不足数は再点検前と変わらず 4.0 人となりました。 法定雇用率達成機関も、再点検前と変わらず 4 機関となりました。
- ※厚生労働省では、平成30年10月22日、「都道府県の機関、市町村の機関、都道府県等の教育委員会及び独立行政法人等における平成29年6月1日現在の障害者の任免状況等の再点検結果について」をホームページにて公表しております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01957.html

Ⅱ.総括表

○ 長野県内の地方公共団体及び独立行政法人、地方独立行政法人等における再点検に基づき通報された数値に基づく集計結果は以下のとおりです。

平成29年6月1日時点 地方公共団体及び地方独立行政法人等の集計値(再点検後)

- 1 地方公共団体における在職状況
 - (1)長野県の機関(法定雇用率 2.3%)

()内は再点検前の数値

		定雇用障害者数 の基礎となる職		(②障害者数	③実雇用率	④法	定雇用	率達	成機関の数 / 機関数	⑤達成 割合	⑥不足数
計		6,501.5 人			142.0 人	2. 18%		0	/	2	0.0%	6.0人
ĒΙ	(5,485.5 人)	(145.0 人)	(2.64%)	(2	/	2)	(100.0%)	(0.0人)
長野県		5,859.5 人			128.5 人	2. 19%		0	/	1	0.0%	5.5人
知事部局	(5,056.5 人)	(133.0 人)	(2.63%)	(1	/	1)	(100.0%)	(0.0人)
長野県警察		642.0 人			13.5 人	2. 10%		0	/	1	0.0%	0.5人
文判保書祭	(429.0 人)	(12.0 人)	(2.80%)	(1	/	1)	(100.0%)	(0.0人)

(2)長野県等の教育委員会(法定雇用率 2.2%)

()内は再点検前の数値

	_	法定雇用障害者数の算)基礎となる職員数		②障害者数	③実雇用率	④ 注	定雇月	用率達	成機関の数 / 機関数	⑤達成 割合	⑥不足数
計		14, 150.0 人		263.0 人	1.86%		1	/	2	50.0%	47.0人
ĦΤ	(12,454.5 人)	(256.5 人)	(2.06%)	(1	/	2)	(50.0%)	(16.5人)
長野県		13, 517. 0 人		250.0 人	1.85%		0	/	1	0.0%	47.0人
教育委員会	(11,821.5人)	(243.5 人)	(2.06%)	(0	/	1)	(0.0%)	(16.5人)
長野市		633.0 人		13.0 人	2. 05%		1	/	1	100.0%	0.0人
教育委員会	(633.0 人)	(13.0 人)	(2.05%)	(1	/	1)	(100.0%)	(0.0人)

(3)市町村等の機関(法定雇用率 2.3%)

()内は再点検前の数値

	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	②障害者数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成 割合	⑥不足数
市町村の	27,874.0 人	593.5 人	2. 13%	79 / 110	71.8%	57.0人
機関(*1)	(27,195.5 人)	(601.0人)	(2. 21%)	(83 / 107)	(77.6%)	(36.5人)

^(*1)市町村の機関は上記(2)の市町村教育委員会以外の市町村教育委員会を含む。

2 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率 2.3%)

()内は再点検前の数値

	0 1, .	産雇用障害者数の算 機となる労働者数		②障害者数	③実雇用率	④法	定雇用	率達成	機関の数 / 機関数	⑤達成 割合	⑥不足数
計		4, 542.0 人		109.5 人	2. 41%		4	/	5	80.0%	4.0人
計	(4,555.0 人)	(113.5人)	(2.49%)	(4	/	5)	(80.0%)	(4.0人)
独立行政		2, 438.0 人		65.0 人	2. 67		1	/	1	100.0%	0.0人
法人等(*2)	(2,438.0 人)	(69.0人)	(2.83%)	(1	/	1)	(100.0%)	(0.0人)
地方独立行政		2, 104. 0 人		44.5 人	2. 12%		3	/	4	75.0%	4.0人
法人等(*2)	(2,117.0 人)	(44.5人)	(2.10%)	(3	/	4)	(75.0%)	(4.0人)

^{(*2)「}独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を、「地方独立行政法人等」は同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

注 各表の②欄の「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

皿. H29.6.1 現在の障害者任免状況通報に係る再点検結果 (点検前後の状況)

1 長野県知事部局(障害者雇用率 2.3%)

機関名	①法定雇用の基礎となる		者数の算定 数(人)	2	障害者	が数の増減	(人)	3実雇	配用率((%)	の増減	不足	足数の ⁵ (人)	増減	備考
長野県知事部局	5, 056. 5	⇒	5, 859. 5	133. 0	⇒	128. 5	(-4. 5)	2. 63	⇒	2. 19	0. 0	⇒	5. 5	特例認定あり (注 5a)

2 その他の長野県の機関 (障害者雇用率 2.3%)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数(人)	②障害者数の増減(人)	③実雇用率の増減 (%)	不足数の増減 (人)	備考
長野県警察	429.0 ⇒ 642.0	12. 0 ⇒ 13. 5 (1. 5)	2.80 ⇒ 2.10	0.0 ⇒ 0.5	

3 長野県教育委員会 (障害者雇用率 2.2%)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者数の増減(人)	③実雇用率の増減 (%)	不足数の増減 (人)	備考
長野県教育委員会	11,821.5 ⇒ 13,517.0	243. 5 ⇒ 250. 0 (6. 5)	2.06 ⇒ 1.85	16.5 ⇒ 47.0	

4 長野県内市町村教育委員会 (障害者雇用率 2.2%が適用される機関)

機関名		障害者 なる職員	数の算定の i数(人)	②障	害者数	の増減()	人)	③実雇	用率0. (%)	増減	不足	数の [±] (人)	曽減	備	考	
長野市教育委員会	633.0	⇒	633. 0	13. 0	⇒	13. 0	(0.0)	2. 05	⇒	2. 05	0.0	⇒	0.0			

5 長野県内市町村等 (障害者雇用率 2.3%)

機関名			f数の算定の 員数(人)	②障	害者	数の増減	(人)	3実	雇用率((%)	の増減	不足	数の (人)	増減	備考
計	27, 195. 5	⇒	27, 874. 0	601.0	⇒	593. 5	(-7. 5)	2. 21	⇒	2. 13	36. 5	⇒	57. 0	
長野市	2, 641. 5	⇒	2, 641. 5	59. 0	⇒	59. 0	(0.0)	2. 23	⇒	2. 23	1.0	⇒	1.0	
松本市	2, 211. 5	⇒	2, 211. 5	45. 0	⇒	40. 0	(-5. 0)	2. 03	⇒	1. 81	5. 0	⇒	10.0	特例認定あり (注 5b)
上田市	1, 358. 5	\Rightarrow	1, 358. 5	36. 0	⇒	36. 0	(0.0)	2. 65	⇒	2. 65	0.0	⇒	0.0	
飯田市	957. 5	⇒	957. 5	24. 0	⇒	24. 0	(0.0)	2. 51	⇒	2. 51	0.0	⇒	0.0	
須坂市	387. 0	\Rightarrow	387.0	12. 0	⇒	12. 0	(0.0)	3. 10	⇒	3. 10	0.0	⇒	0.0	特例認定あり (注 5c)
小諸市	363.0	⇒	363.0	8. 0	⇒	8. 0	(0.0)	2. 20	⇒	2. 20	0.0	⇒	0.0	特例認定あり (注 5d)
伊那市	998.0	⇒	998.0	21. 5	⇒	20. 5	(-1.0)	2. 15	⇒	2. 05	0. 5	⇒	1. 5	特例認定あり (注 5e)
駒ヶ根市	219. 0	⇒	219.0	6. 0	⇒	6.0	(0.0)	2. 74	⇒	2. 74	0.0	⇒	0.0	
中野市	363. 0	⇒	363.0	8. 0	⇒	8. 0	(0.0)	2. 20	⇒	2. 20	0.0	⇒	0.0	
大町市	863. 0	\Rightarrow	863.0	22. 0	⇒	21. 0	(-1.0)	2. 55	⇒	2. 43	0.0	⇒	0.0	特例認定あり (注 5f)
飯山市	381.0	⇒	381.0	8. 0	⇒	8. 0	(0.0)	2. 10	⇒	2. 10	0.0	⇒	0.0	特例認定あり (注 5g)
塩尻市	340.0	⇒	340.0	7. 0	⇒	7. 0	(0.0)	2. 06	⇒	2.06	0.0	⇒	0.0	
千曲市	385. 0	⇒	499. 5	7. 5	⇒	7. 5	(0.0)	1.95	⇒	1. 50	0.5	⇒	3. 5	
佐久市	756. 0	\Rightarrow	774. 0	19. 0	⇒	18. 0	(-1.0)	2. 51	⇒	2. 33	0.0	⇒	0.0	
東御市	362. 5	⇒	362.5	6. 0	⇒	6.0	(0.0)	1.66	⇒	1.66	2. 0	⇒	2. 0	
安曇野市	643.0	\Rightarrow	643.0	13. 0	⇒	13. 0	(0.0)	2. 02	⇒	2. 02	1.0	⇒	1.0	
岡谷市	438. 0	⇒	438.0	11. 0	⇒	11. 0	(0.0)	2. 51	⇒	2. 51	0.0	⇒	0.0	特例認定あり (注 5h)
諏訪市	363. 0	⇒	363.0	8. 0	⇒	3. 0	(-5. 0)	2. 20	⇒	0. 83	0.0	⇒	5. 0	
茅野市	534. 0	⇒	534.0	11.0	⇒	11.0	(0.0)	2. 06	⇒	2. 06	1.0	⇒	1.0	特例認定あり (注 5i)

機関名	_		新数の算定の 員数(人)	②障	害者	数の増減	(人)	3実	雇用率 (%)	の増減		数の [±] (人)	曽減	備考
佐久穂町	212. 0	⇒	212.0	4. 0	⇒	4. 0	(0.0)	1.89	⇒	1.89	0.0	⇒	0. 0	
軽井沢町	178. 0	⇒	178.0	5. 0	⇒	5. 0	(0.0)	2. 81	⇒	2. 81	0.0	⇒	0.0	
御代田町	202. 0	⇒	202.0	4. 0	⇒	4. 0	(0.0)	1.98	⇒	1. 98	0.0	⇒	0. 0	特例認定あり (注 5j)
立科町	76.0	⇒	105. 0	1.0	⇒	1. 0	(0.0)	1.32	⇒	0. 95	0.0	⇒	1.0	-
長和町	85. 0	⇒	136. 0	4. 0	⇒	4. 0	(0.0)	4. 71	⇒	2. 94	0.0	⇒	0.0	
辰野町	358.5	⇒	358.5	8. 0	⇒	8. 0	(0.0)	2. 23	⇒	2. 23	0.0	⇒	0. 0	特例認定あり (注 5k)
箕輪町	243. 5	⇒	243.5	6. 0	⇒	6. 0	(0.0)	2. 46	⇒	2. 46	0.0	⇒	0. 0	
飯島町	92. 0	⇒	92. 0	3. 0	⇒	2. 0	(-1.0)	3. 26	⇒	2. 17	0.0	⇒	0.0	
松川町	99.0	⇒	99. 0	5. 0	⇒	5. 0	(0.0)	5. 05	⇒	5. 05	0.0	⇒	0.0	
高森町	64. 0	⇒	64. 0	2. 0	⇒	2. 0	(0.0)	3. 13	⇒	3. 13	0.0	⇒	0.0	
阿南町	57. 0	⇒	57. 0	1.0	⇒	1.0	(0.0)	1. 75	⇒	1. 75	0.0	⇒	0.0	
上松町	64. 0	⇒	64. 0	1.0	⇒	1. 0	(0.0)	1.56	⇒	1.56	0.0	⇒	0. 0	
南木曽町	65. 0	⇒	65. 0	3. 0	⇒	3. 0	(0.0)	4. 62	⇒	4. 62	0.0	⇒	0. 0	
木曽町	242. 0	⇒	242.0	6. 0	⇒	6. 0	(0.0)	2. 48	⇒	2. 48	0.0	⇒	0. 0	
池田町	135. 0	⇒	135.0	2. 0	⇒	2. 0	(0.0)	1.48	⇒	1.48	1.0	⇒	1.0	
坂城町	121.0	⇒	121.0	3. 0	⇒	3. 0	(0.0)	2. 48	⇒	2. 48	0.0	⇒	0.0	
小布施町	60.0	⇒	106. 0	1.0	⇒	1.0	(0.0)	1. 67	⇒	0. 94	0.0	⇒	1.0	
山ノ内町	189.0	⇒	189.0	5. 0	⇒	5. 0	(0.0)	2. 65	⇒	2. 65	0.0	⇒	0.0	
飯綱町	212. 5	⇒	212.5	3. 0	⇒	3. 0	(0.0)	1.41	⇒	1. 41	1.0	⇒	1.0	特例認定あり (注 51)
信濃町	91.0	\Rightarrow	93. 5	2. 0	⇒	2. 0	(0.0)	2. 20	⇒	2. 14	0.0	⇒	0.0	
富士見町	117.0	⇒	120. 0	3. 0	⇒	3. 0	(0.0)	2. 56	⇒	2. 50	0.0	⇒	0.0	
下諏訪町	171.0	⇒	171.0	4. 0	⇒	4. 0	(0.0)	2. 34	⇒	2. 34	0.0	⇒	0.0	
小海町		⇒	101. 0		⇒	2. 0	(2. 0)		⇒	1. 98		⇒	0. 0	再点検により 通報義務対象へ
川上村	63.0	⇒	63.0	0. 0	⇒	0.0	(0.0)	0.00	⇒	0.00	1.0	⇒	1.0	
南相木村	53.0	⇒	53. 0	1.0	⇒	1. 0	(0.0)	1.89	⇒	1.89	0.0	⇒	0.0	
北相木村	57. 0	⇒	57. 0	1.0	⇒	1.0	(0.0)	1. 75	⇒	1. 75	0.0	⇒	0.0	
青木村	116.5	⇒	116.5	2. 0	⇒	2. 0	(0.0)	1. 72	⇒	1. 72	0.0	⇒	0.0	
南箕輪村	99.0	⇒	159. 0	2. 0	⇒	2. 0	(0.0)	2. 02	⇒	1. 26	0.0	⇒	1.0	
中川村	85.0	⇒	85. 0	1.0	⇒	1.0	(0.0)	1. 18	⇒	1. 18	0.0	⇒	0.0	
宮田村	96.0	⇒	96. 0	2. 0	⇒	2. 0	(0.0)	2. 08	⇒	2. 08	0.0	⇒	0.0	
阿智村	170.0	⇒	170.0	1.0	⇒	1.0	(0.0)	0. 59	⇒	0. 59	2. 0	⇒	2. 0	
喬木村	104. 0	⇒	104.0	1. 0	⇒	1.0	(0.0)	0.96	⇒	0.96	1.0	⇒	1.0	
豊丘村	119.0	⇒	119.0	2. 0	⇒	2. 0	(0.0)	1. 68	⇒	1. 68	0.0	⇒	0.0	
木祖村	75. 0	⇒	75. 0	1. 0	⇒	1.0	(0.0)	1. 33	⇒	1. 33	0.0	⇒	0.0	
王滝村	46.0	⇒	44. 0	3. 0	⇒	3. 0	(0.0)	6. 52	⇒	6. 82	0.0	⇒	0.0	
大桑村	75. 0	⇒	75. 0	3. 0	⇒	3. 0	(0.0)	4. 00	⇒	4. 00	0.0	⇒	0.0	
山形村	73. 0	⇒	77. 0	0.0	⇒	0.0	(0.0)	0.00	⇒	0.00	1.0	⇒	1.0	
朝日村	84. 0	⇒	84. 0	1. 0	⇒	1.0	(0.0)	1. 19	⇒	1. 19	0.0	⇒	0.0	
筑北村	146.5	⇒	146.5	4. 0	⇒	4. 0	(0.0)	2. 73	⇒	2. 73	0.0	⇒	0.0	
松川村	102. 0	⇒	102.0	2. 0	⇒	2. 0	(0.0)	1.96	⇒	1.96	0.0	⇒	0.0	

機関名	①法定雇用		f数の算定の 人)	②障	害者	数の増減	(人)	3実	雇用率((%)	の増減		数の増 (人)	減	- li	備 オ	考
白馬村	126.0	⇒	126.0	1. 0	⇒	1. 0	(0.0)	0. 79	⇒	0. 79	1.0	⇒	1.0			
小谷村	69.0	⇒	69.0	2. 0	⇒	2. 0	(0.0)	2. 90	⇒	2. 90	0.0	⇒	0.0			
高山村	76. 0	\Rightarrow	76. 0	1. 0	⇒	1. 0	(0.0)	1. 32	⇒	1. 32	0.0	⇒	0.0			
小川村	51.0	⇒	73. 0	2. 0	⇒	2. 0	(0.0)	3. 92	⇒	2. 74	0.0	⇒	0.0			
木島平村	74. 0	⇒	74. 0	2. 0	⇒	2. 0	(0.0)	2. 70	⇒	2. 70	0.0	⇒	0.0			
野沢温泉村	63.0	⇒	63.0	1. 0	⇒	2. 0	(1.0)	1. 59	⇒	3. 17	0.0	⇒	0.0			
栄村	95. 0	⇒	95.0	2. 0	⇒	4. 0	(2. 0)	2. 11	⇒	4. 21	0.0	⇒	0.0			
南牧村	49.0	⇒	49.0	3. 0	⇒	3. 0	(0.0)	6. 12	⇒	6. 12	0.0	⇒	0.0			
天龍村	48. 0	⇒	48. 0	0.0	⇒	0.0	(0.0)	0.00	⇒	0.00	1.0	⇒	1.0			
大鹿村	56.0	⇒	56.0	0.0	⇒	0.0	(0.0)	0.00	⇒	0.00	1.0	⇒	1.0			
下條村	62. 0	⇒	62.0	2. 0	⇒	2. 0	(0.0)	3. 23	\Rightarrow	3. 23	0.0	⇒	0.0			
原村	68. 0	⇒	68. 0	1.0	⇒	1.0	(0.0)	1.47	⇒	1.47	0.0	⇒	0.0			
長野市上下水道局	186. 5	⇒	186.5	2. 0	⇒	2. 0	(0.0)	1.07	⇒	1.07	2. 0	⇒	2. 0			
松本市立病院	300.5	⇒	300.5	5. 0	⇒	5. 0	(0.0)	1.66	⇒	1.66	1.0	⇒	1.0			
上田市上下水道局	81.0	⇒	81.0	3. 5	⇒	3. 5	(0.0)	4. 32	⇒	4. 32	0.0	⇒	0.0			
飯田市立病院	553.0	\Rightarrow	553. 5	9. 0	⇒	9. 0	(0.0)	1. 63	\Rightarrow	1.63	3. 0	⇒	3. 0			
伊那中央行政組合	519.5	⇒	519.5	11. 0	⇒	11.0	(0.0)	2. 12	⇒	2. 12	0.0	⇒	0.0			
伊南行政組合	342.5	\Rightarrow	342.5	7. 0	⇒	7. 0	(0.0)	2. 04	⇒	2. 04	0.0	⇒	0.0			
佐久市立国保 浅間総合病院	317. 0	\Rightarrow	317.0	7. 5	⇒	7. 5	(0.0)	2. 37	\Rightarrow	2. 37	0.0	⇒	0.0			
岡谷市病院事業	234. 0	⇒	234. 0	3. 0	⇒	3. 0	(0.0)	1. 28	⇒	1. 28	2. 0	⇒	2. 0			
諏訪中央病院組合	622. 0	\Rightarrow	622.0	15. 0	⇒	15. 0	(0.0)	2. 41	⇒	2. 41	0.0	⇒	0.0			
信濃町立信越病院	83. 0	⇒	83. 0	1. 0	⇒	1.0	(0.0)	1. 20	⇒	1. 20	0.0	⇒	0.0			
国民健康保険 依田窪病院	167. 5	⇒	167.5	3. 0	⇒	3. 0	(0.0)	1. 79	⇒	1. 79	0.0	⇒	0.0			
軽井沢病院	83. 0	⇒	83. 0	2. 0	⇒	2. 0	(0.0)	2. 41	⇒	2. 41	0.0	⇒	0.0			
佐久穂町立 千曲病院	85. 5	⇒	85. 5	1. 0	⇒	1. 0	(0.0)	1. 17	⇒	1. 17	0.0	⇒	0.0			
長野広域連合	363.0	⇒	363.0	9. 0	⇒	9. 0	(0.0)	2. 48	⇒	2. 48	0.0	⇒	0.0			
松塩筑木曽 老人福祉施設組合	344. 0	⇒	344.0	9. 0	⇒	9. 0	(0.0)	2. 62	⇒	2. 62	0.0	⇒	0.0			
上田地域広域連合	82. 0	⇒	82.0	1. 0	⇒	1.0	(0.0)	1. 22	⇒	1. 22	0.0	⇒	0.0			
上伊那広域連合	88. 0	\Rightarrow	87. 0	5. 0	⇒	5. 0	(0.0)	5. 68	⇒	5. 75	0.0	⇒	0.0			
北信広域連合	301.5	\Rightarrow	301.5	8. 5	⇒	8. 5	(0.0)	2. 82	⇒	2. 82	0.0	⇒	0.0			
木曽広域連合	106.0	\Rightarrow	106.0	3. 0	⇒	3. 0	(0.0)	2. 83	⇒	2. 83	0.0	⇒	0.0			
佐久広域連合	122.0	⇒	122.0	3. 0	⇒	3. 0	(0.0)	2. 46	⇒	2. 46	0.0	⇒	0.0			
北アルプス 広域連合	94. 0	⇒	94. 0	0.0	⇒	0.0	(0.0)	0.00	⇒	0.00	2. 0	⇒	2. 0			
諏訪広域連合	55. 0	\Rightarrow	55. 0	1.0	⇒	1.0	(0.0)	1.82	⇒	1.82	0.0	⇒	0.0			
佐久市教育委員会	261.0	\Rightarrow	263. 0	5. 5	⇒	5. 5	(0.0)	2. 11	⇒	2. 09	0.5	⇒	0. 5			
上田市教育委員会	449. 5	\Rightarrow	449.5	10.0	⇒	10.0	(0.0)	2. 22	⇒	2. 22	0.0	⇒	0.0			
東御市教育委員会	126. 5	\Rightarrow	126.5	2. 0	⇒	3. 0	(1. 0)	1. 58	⇒	2. 37	0.0	⇒	0.0			
飯田市教育委員会	369. 5	⇒	369.5	5. 0	⇒	5. 0	(0.0)	1. 35	⇒	1. 35	3. 0	⇒	3. 0			
駒ヶ根市 教育委員会	86.0	⇒	86. 0	2. 0	⇒	2. 0	(0.0)	2. 33	⇒	2. 33	0.0	⇒	0.0			
塩尻市教育委員会	71.0	\Rightarrow	71.0	1.0	⇒	1.0	(0.0)	1.41	\Rightarrow	1.41	0.0	⇒	0.0			

機関名	①法定雇用 基礎とな			②障	害者	数の増減((人)	3実施	雇用率((%)	の増減		数の [±] (人)	曽減	備考
安曇野市 教育委員会	61.0	⇒	61.0	2. 0	⇒	2. 0	(0.0)	3. 28	⇒	3. 28	0.0	⇒	0.0	
千曲市教育委員会	62.0	⇒	140. 0	2. 0	\Rightarrow	2. 5	(0. 5)	3. 23	⇒	1. 79	0.0	\Rightarrow	0. 5	
諏訪市教育委員会	46. 0	⇒	46. 0	1. 0	⇒	1.0	(0.0)	2. 17	⇒	2. 17	0.0	⇒	0.0	
山ノ内町 教育委員会	54. 0	⇒	54. 0	1.0	⇒	1.0	(0.0)	1.85	⇒	1.85	0.0	⇒	0.0	
高森町 教育委員会	61.0	⇒	61.5	2. 0	⇒	2. 0	(0.0)	3. 28	⇒	3. 25	0.0	⇒	0.0	
軽井沢町 教育委員会	55. 0	⇒	55. 0	2. 0	⇒	2. 0	(0.0)	3. 64	⇒	3. 64	0.0	⇒	0.0	
信濃町教育委員会	123. 5	⇒	123.5	2. 0	⇒	2. 0	(0.0)	1.62	⇒	1. 62	0.0	⇒	0.0	
富士見町 教育委員会	89. 0	⇒	89. 5	0. 0	⇒	0.0	(0.0)	0.00	⇒	0.00	2. 0	⇒	2. 0	
下諏訪町 教育委員会	50.0	⇒	50.0	2. 0	⇒	2. 0	(0.0)	4. 00	⇒	4. 00	0.0	⇒	0.0	
立科町教育委員会		⇒	60. 0		⇒	0.0	(0.0)		⇒	0. 00		⇒	1.0	再点検により 通報義務対象へ
小布施町 教育委員会		⇒	89. 0		⇒	0. 0	(0.0)		⇒	0. 00		⇒	2. 0	再点検により 通報義務対象へ

地方独立行政法人等(障害者雇用率 2.3%) 6

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基 礎となる労働者数(人)			②障害者数の増減(人)				③実雇用率の増減 (%)			不足数の増減 (人)			備考
計	4, 555. 0	⇒	4, 542. 0	113.5	⇒	109. 5	(-4. 0)	2. 49	⇒	2. 41	4. 0	⇒ 4	. 0	
信州大学	2, 438. 0	⇒	2, 438. 0	69. 0	⇒	65. 0	(-4. 0)	2. 83	⇒	2. 67	0.0	⇒ 0	. 0	
長野県立 病院機構	1, 241. 5	⇒	1, 228. 5	28. 5	⇒	28. 5	(0.0)	2. 30	⇒	2. 32	0.0	→ 0	. 0	
長野市民病院	666.5	⇒	666. 5	11. 0	⇒	11.0	(0.0)	1. 65	⇒	1. 65	4. 0	→ 4	. 0	
長野県 住宅供給公社	132. 0	⇒	132. 0	4. 0	⇒	4. 0	(0.0)	3. 03	⇒	3. 03	0.0	⇒ 0	. 0	
長野大学	77. 0	⇒	77. 0	1. 0	⇒	1.0	(0.0)	1.30	⇒	1.30	0.0	⇒ 0	. 0	

【再点検結果の各表に関する注記】

- 注1 各表(「地方独立行政法人等」の表を除く。)における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及 び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 注 2 「地方独立行政法人等」の表における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体 障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労 働者数である。
- 注3 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者 については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時 間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 「不足数」とは、①欄の職員数(労働者数)に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者数を減じて得た数であり、 これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
 - したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注5 「備考」欄の長野県知事部局又は市町の「特例認定」とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請 に基づき、厚生労働大臣の認定により、当該機関(B)に勤務する職員を当該機関(A)に勤務する職員とみなす特例が適用されているものである。
 - a 長野県知事部局は平成21年12月4日長野県企業局と特例認定を受けている。
 - b 松本市は平成18年2月9日松本市上下水道局、松本市教育委員会と特例認定を受けている。 c 須坂市は平成19年8月10日須坂市教育委員会と特例認定を受けている。
 - d 小諸市は平成23年5月20日小諸市教育委員会と特例認定を受けている。
 - 伊那市は平成 19年 5月 22日伊那市教育委員会と特例認定を受けている。
 - f 大町市は平成25年4月18日大町市教育委員会、市立大町総合病院と特例認定を受けている。
 - g 飯山市は平成20年5月8日飯山市教育委員会と特例認定を受けている。
 - h 岡谷市は平成25年3月1日岡谷市教育委員会と特例認定を受けている。
 - 茅野市は平成25年2月27日茅野市教育委員会と特例認定を受けている。
 - 御代田町は平成25年2月6日御代田町教育委員会と特例認定を受けている。
 - k 辰野町は平成25年3月13日辰野町教育委員会、町立辰野病院と特例認定を受けている。
 - | 飯綱町は平成29年1月31日飯綱町立飯綱病院と特例認定を受けている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の 割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である(なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる)。

○ 民間企業 …… 2.2% [2.0%]
○ 民間企業 …… 2.2% [2.0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
特殊法人等 …… 2.5% [2.3%]
労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等

- 都道府県等の教育委員会 …………………………………………… 2. 4% [2. 2%](42人 [45.5] 以上規模の機関)
 - ※()内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならない こととなる企業等の規模である。
 - ※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数 + 失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数

障害者雇用率 =

常用労働者数 + 失業者数

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は 知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

(制度の概要)

〇 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)は、 国や地方公共団体、独立行政法人等、民間企業に対して、従業員の法定雇用率以上の障害 者の雇用を義務付けています。

※法定雇用率

国、地方公共団体 2.5% (平成30年4月から。平成29年6月1日時点は2.3%) 都道府県等教育委員会 2.4% (平成30年4月から。平成29年6月1日時点は2.2%) 独立行政法人等 2.5% (平成30年4月から。平成29年6月1日時点は2.3%) 民間企業 2.2% (平成30年4月から。平成29年6月1日時点は2.0%)

〇 地方公共団体の機関は、法第 40 条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する 状況を、厚生労働大臣(市町村にあっては都道府県労働局長)に通報しなければならない こととされており、同法施行令第8条に基づき、毎年6月1日現在の状況を通報すること とされています。

また、独立行政法人等は、法第 43 条第 7 項に基づき、毎年、障害者である労働者の雇用に関する状況を、公共職業安定所長に報告しなければならないこととされており、同法施行規則第 8 条に基づき、毎年 6 月 1 日現在の状況を報告することとされています。

(制度の対象となる障害者の範囲)

- 〇 障害者雇用義務制度の対象となる障害者は、法第 37 条第 2 項において、身体障害者、 知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る)と されています。
- 身体障害者については、法第2条第2号において、「身体障害がある者であつて別表に 掲げる障害があるものをいう。」とされています。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)(抄)

別表 障害の範囲 (第二条、第四十八条関係)

- 一 次に掲げる視覚障害で永続するもの
 - イ 両眼の視力(万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異状がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。)がそれぞれ○・一以下のもの
 - ロー眼の視力が○・○二以下、他眼の視力が○・六以下のもの
 - ハ 両眼の視野がそれぞれ一○度以内のもの
 - ニ 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの
- 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの
 - イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ七○デシベル以上のもの
 - ロ 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの
 - ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五○パーセント以下のもの
 - ニ 平衡機能の著しい障害
- 三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
 - イ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
 - ロ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの
- 四 次に掲げる肢体不自由
 - イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの
 - ロ 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節 以上で欠くもの
 - ハ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
 - ニ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
 - ホ 両下肢のすべての指を欠くもの
 - へ イからホまでに掲げるもののほか、その程度がイからホまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
- 五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害(注:政令第27条により、ぼうこう又は直腸の機能の障害、小腸の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害、肝臓の機能の障害が該当するものとされている)で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの
 - 身体障害者について、「別表に掲げる障害があるもの」であることの確認は、身体障害者手帳によることが原則となりますが、身体障害者手帳を所持しない者について、当分の間、身体障害者福祉法による指定医や産業医による診断書・意見書によることも差し支えないものとしています。

- 〇 知的障害者については、法第2条第4号において、「知的障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。」とされています。法施行規則(昭和51年労働省令第38号。以下「施行規則」という。)第1条の2において、「法第2条第4号の厚生労働省令で定める知的障害がある者(以下「知的障害者」という。)は、児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第19条の障害者職業センター(次条において「知的障害者判定機関」という。)により知的障害があると判定された者とする。」とされています。
- 〇 精神障害者については、法第 37 条第 2 項において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限るとされています。

(障害者の範囲の通知)

〇 これらの取扱いについては、障害者雇用義務制度の創設に伴って昭和51年10月1日付けで労働省職業安定局長から各都道府県知事あて発出した「改正身体障害者雇用促進法の施行について」に記載されています。

「改正身体障害者雇用促進法の施行について」

(昭和51年10月1日 労働省職業安定局長から各都道府県知事あて)<抄>

- 第2 身体障害者及び重度障害者の範囲
 - 3 身体障害者であることの確認

身体障害者であることの確認は、原則として身体障害者手帳によって行うものとするが、身体障害者手帳を所持しない者については、次の(1)及び(2)による医師の診断書によって確認するものとする(別添の「参考身体障害者程度等級表判定基準」を参照のこと)。(略)

- (1) 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師(以下「福祉法15条指定医」という。なお、身体障害者手帳の交付を受けようとするときは、この医師の診断書を添えて都道府県知事に申請しなければならないこととされている。)又は労働安全衛生法第13条に規定する産業医により法別表に掲げる身体障害を有するとの診断書(ただし、心臓、じん臓又は呼吸器の障害については、当分の間、福祉法第15条指定医によるものに限る。)を受けること。
- (2) (1)の診断書は、障害の種類及び程度並びに法別表に掲げる障害に該当する旨を記載したものとすること
- 〇 また、平成 17 年に策定された「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」においては、障害者雇用義務制度及び障害者雇用納付金制度の対象となる障害者の範囲について、身体障害者、知的障害者及び精神障害者であって、障害者手帳等によって確認することとされている旨を明記するとともに、「身体障害者については、当分の間、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。)によって確認を行うことも認められています。」との注記をしています。

同ガイドラインは、同年 11 月 4 日に、厚生労働省職業安定局長から「国の機関 人事担当者責任者」(官房長等) あてに通知されています。

「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」(抄)

- 3. 制度の対象となる障害者の範囲
- (1) 制度の対象となる障害者の範囲
- ① 障害者手帳等による確認

障害者雇用義務制度及び障害者雇用納付金制度の対象となる障害者の範囲は、身体障害者、知的障害者、及び精神障害者であって、以下の障害者手帳等によって確認することとされています。

- 身体障害者については、身体障害者手帳
- 知的障害者については、(イ)都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳(自治体によっては別の名称を用いる場合があります。例えば東京都においては愛の手帳。)又は(ロ)児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書
- 精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳(平成18年4月以降)

(略)

身体障害者については、当分の間、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。)によって確認を行うことも認められています。